

教育委員会 3 月定例会 議事録

会議名 教育委員会 3 月定例会
開催日 平成31年 3 月26日（火）午後 3 時30分～午後 4 時39分
開催場所 議会棟 5 階 第 2 委員会室
出席者 高須教育長、真野教育長職務代理者、藤田委員、玉井委員、坂本委員、秋元委員

事務局等出席者

荒木教育次長兼学校教育部長、有山教育監、野呂教育監、良社会教育部長、宮永学校教育部長兼施設給食課長、藏守社会教育部次長兼社会教育課長、青木社会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長、高宮教育政策総務課長、谷口施設給食課長、若林学務課長、山口教育指導課長、遠藤教育研修センター所長、玉川社会教育課長、寺西文化スポーツ室課長、尾崎中央図書館長、川原青少年課長、田中青少年課長、中村教育政策総務課係長、浦戸教育政策総務課係長、河野（教育政策総務課担当）

○高須教育長

それでは、ただ今から教育委員会 3 月定例会を始めさせていただきます。

本日の署名人は、坂本委員にお願いいたします。

本日の案件は、報告事項が 1 件、議決事項が 9 件でございます。

それではまず、本日の配付資料について確認をいたします。事務局から説明をお願いします。

はい、高宮課長。

○高宮教育政策総務課長

本日の配付資料を確認させていただきます。

まず、教育委員定例会の議案書、別冊資料として、議案第 3 号、教育大綱実施計画の改訂について、議案第 8 号、平成31年度学校園に対する指示事項についてです。

以上でございます。

○高須教育長

説明は終わりました。

それでは、議案書 1 ページ、2 月・3 月教育委員会一般事務報告についてお伺いいたします。

事務局から報告事項はございませんか。

はい、高宮課長。

○高宮教育政策総務課長

2 月・3 月の一般事務報告をいたします。

まず、行事関係の報告でございますが、2月27日から3月19日まで、平成31年3月市議会定例会が開催され、2月28日、3月14日に文教常任委員会が開催されました。

なお、2月の教育委員会定例会において議決いただきました、市長からの意見聴取に関する議案につきましては、全て可決されましたので、併せて報告させていただきます。

次に、本日3月26日に教育委員懇話会及び教育委員会3月定例会を開催しております。

続きまして、教育委員会後援の状況について御報告いたします。

2月13日から3月12日までの教育委員会の後援の状況でございますが、全体で7件ございました。そのうち新規は2件でございます。

まず、1件目の内容につきましては、英語の必要性や楽しさ、また児童生徒の自覚や自立心を養うことを目的とした、海外ホームステイ研修及び国内英語研修でございます。

次に、2件目の内容につきましては、日本の伝統文化についての関心を高めることを目的とした、日本舞踊の体験教室及び発表会でございます。

その他、継続の後援が5件ございました。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

3月の行事報告をさせていただきます。

3月12日の中学校、18日の小学校の卒業証書授与式におきましては、各校とも、教職員と児童生徒が一体となった感動的な式であったとの報告を受けております。

なお、国旗掲揚、国歌斉唱につきましては、全ての学校で遺漏なく実施できております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

はい、藤田委員。

○藤田委員

私は18日の梅が丘小学校の卒業証書授与式に出席させていただきました。

今までは標準服のある学校を見ておりましたが、梅が丘小学校は私服の学校でした。

今、世間では私服の学校の卒業式の服装が華美になってきていて、テレビでは袴などを着て出席していると報道されていましたが、梅が丘小学校は厳粛で、あまり華美ではない服装で、子供たちの笑顔や喜びが溢れる素敵な卒業式でした。

梅が丘小学校、明和小学校、南小学校が私服だったように思います。教育委員会が服装等などにおいて、学校に何か指導はされていますか。トラブル等の報告はなかったでしょうか。お聞かせください。

○高須教育長

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

特に服装に関わったトラブル等の報告は出ておりませんが、当然、式に相応しいということで、標準服のない学校に関してはその辺りも学校が事前に保護者等を通じて指導を行っておりますので、トラブルがなく実施ができておるのではないのかと考えております。

以上でございます。

○藤田委員

はい、ありがとうございます。

○高須教育長

ほかに、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、若林課長。

○若林学務課長

3月の一般事務報告をいたします。

3月20日に第3回寝屋川市小学校就学前教育支援プログラム審議会を開催させていただきました。内容につきましては、寝屋川市小学校就学前教育支援プログラムの策定に向け審議をいただきました。詳細につきましては、後ほど御報告をさせていただきます。

以上でございます。

○高須教育長

ほかに、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、遠藤所長。

○遠藤教育研修センター所長

3月の教育委員会一般事務報告をいたします。

3月20日に寝屋川市総合教育研修センター開所記念式典を開催いたしました。

寝屋川の教育の総合的な拠点として、4月1日からの開所に向けまして、準備を進めてまいります。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、藏守次長。

○藏守社会教育部次長兼社会教育課長

1点報告させていただきます。

3月22日に平成30年度第5回社会教育委員会議を開催させていただきました。欠員となっておりました議長の職務代理者の確認の後、平成30年度社会教育部の事業報告及び平成31年度の事業計画について、また社会教育委員会議からの提案書に基づく回答について、議論いたしました。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようですので、次に、2ページ、3月・4月教育委員会行事計画書についてお伺いいたします。

事務局から何かございませんか。

はい、高宮課長。

○高宮教育政策総務課長

4月15日に教育委員会懇話会、22日に教育委員会4月定例会を予定しております。

委員の皆様におかれましては、御出席を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

4月の行事計画を報告いたします。

4月2日午後2時から平成31年度校園長会を総合教育研修センターにおいて開催いたします。

また、4月4日に小学校、5日に中学校の入学式が行われます。

以上でございます。

○高須教育長

次回から校園長会は、総合教育研修センターで実施することになりますか。

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

はい、そのように考えております。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、青木次長。

○青木社会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長

4月5日に市民体育大会総合開会式を開催いたします。

なお、この5日を皮切りに14日に空手道とサッカー、28日にバスケットボール、29日にバレーボールと、1年間を通して土日に20種目、22競技の市民体育大会が開催されます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようですので、3月・4月教育委員会行事計画書については、予定どおり、よろしく願いいたします。

次に、3ページでございます。

報告第4号、個人情報開示拒否決定に係る審査請求に関する審査請求人への再弁明書の送付及び再反論書等の提出に係る文書の送付についてを議題といたします。

はい、高宮課長。

○高宮教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第4号、個人情報開示拒否決定に係る審査請求に関する審査請求人への再弁明書の送付及び再反論書等の提出に係る文書の送付について、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規程により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

内容につきましては4ページを御覧ください。

本件につきましては、平成30年3月22日に、学校の運動会の開会式の記録及び卒業式の記録に係る2件の個人情報の開示請求があり、いずれの開示請求に対しても、平成30年4月5日に個人情報の開示拒否決定を行いました。平成30年7月10日付けで双方の処分に対する審査請求書が提出されました。

その後、当該審査請求に関しまして、審査請求人に対し平成30年11月13日付けで送付しました弁明書に対し、平成30年12月14日付けで審査請求人から反論書が提出されました。

本件につきまして、今回の審査請求人から提出されました反論書について、行政不服審査法第9条第3項の規程により読み替えて適用される法第29条第5項の規程に基づき、審査請求人に対し、再弁明書を送付するとともに、法第9条第3項の規程により読み替えて適用される法第30条第1項の規程に基づき、審査請求人に対して再弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（再反論書）を提出することができる旨、及び証拠書類又は証拠物を提出することができる旨の文書の送付を行ったものでございます。

次に6ページを御覧ください。

再弁明書に関しましては、6ページから7ページにわたり、審査請求人の反論書に対しての再弁明の内容を示しております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第4号、個人情報開示拒否決定に係る審査請求に関する審査請求人への再弁明書の送付及び再反論書等の提出に係る文書の送付についてを報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に、議決事項に移ります。

8ページでございます。

議案第3号、教育大綱実施計画の改訂についてを議題といたします。

はい、高宮課長。

○高宮教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました議案第3号、教育大綱実施計画の改訂について、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、別冊資料の寝屋川市教育大綱実施計画(案)を御覧ください。

まず、2ページを御覧ください。教育大綱実施計画につきましては、教育大綱の計画期間を踏まえ、戦略的かつ総合的に推進するため、平成27年度から平成30年度までを計画期間としておりましたが、次期教育大綱につきましては、平成32年度を初年度とする第六次総合計画との整合性を図る必要があることから、現実実施計画の期間を延長し、不断の取組を推進するものでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。基本的に大幅な変更はございませんが、平成31年度の数値、目標等を設定し進行管理を行ってまいりたいと考えております。

なお、指標につきましては、基本的にはこれまでの進捗管理を含めた内容にするため、既存指標についてはそのままとし、新たに設定するものについては、設定を行っております。

構成する各重点取組項目につきましては、平成30年度の実績値又は実績見込値を参考に、平成31年度の目標値を設定しております。

また、各構成取組につきましては、新たに取組むべき項目や拡充すべき項目を追加しております。

説明につきましては、追加及び変更している主な構成取組について御説明いたします。

まず、6ページを御覧ください。②小中一貫校の設置事務につきましては、主要取

組項目に、第四中学校区小中一貫校施設整備事業実施方針の策定を新たに追加しております。

次に、7ページの④教育関係職員研修事業については、中核市に伴う研修の実施を新たに追加し、教職員研修の拡充や学習指導要領改訂に向けての取組を拡充としております。

次に、13ページの③少人数学級推進事業については、平成31年度から、4年生まで35人学級編制を拡充するため、市費負担教員の配置の項目を拡充としております。

次に、23ページの①小学校給食運営事業については、3人目以降の給食費の助成に取り組む、学校給食費助成事業の実施及び今後の給食の提供方法を含めた在り方について総合的に検討する、(仮称)学校給食審議会の設置を新たに追加し、給食施設・整備の改修を拡充としております。

次に、24ページの③中学校給食運営事業については、調理業務委託を拡充とし、3人目以降の給食費の助成に取り組む、学校給食費助成事業の実施及び(仮称)学校給食審議会の設置を新たに追加しております。

次に、④義務教育就学援助事業については、就学援助認定基準学の引上げを拡充としております。

次に、25ページの⑤私立幼稚園就園奨励費補助金支給事業については、平成31年10月から幼児教育無償化が実施予定であり、私立幼稚園に通園する園児に対し、所得や世帯状況に関係なく上限額まで補助金の支給を行うため、多子世帯の保護者軽減及びひとり親世帯等の保護者負担軽減を拡充としております。

また、⑥通学路安全対策事業については、児童・生徒の登下校等における犯罪防止等における犯罪抑止等の安全確保を図るため、平成31年度には120台の防犯カメラを新たに設置する予定であり、通学路等への防犯カメラの設置・運用を拡充としております。

次に、26ページの⑦教職員健康管理事務を新たに構成取組として設定し、教職員の健康管理と学校における働き方改革を更に推進するため、学校出退勤管理システムの導入を新たな取組としております。

次に、28ページの①児童安全安心事業については、GPS端末の貸出しを2年生まで拡充するため、GPS端末の貸与を拡充としております。

次に、29ページの④小中学校施設改修事業については、児童・生徒の生命を守るため、小中学校特別教室エアコン設置事業を新たに追加しております。

次に、42ページの②文化施策振興事業については、世代間交流も含め、様々な文化芸術を含めた市民の文化芸術活動を推進するため、寝屋川文化芸術祭の開催を追加し、拡充すべき取組としております。

次に、44ページの①生涯スポーツ事業については、生涯スポーツへの参加機会の拡充のため、ねやがわプールの開催を追加しております。

次に、49ページの⑥利用者サービス事業については、大阪府北部地震の影響による

中央図書館の休館に伴う、図書館サービスの低下を防ぐため、臨時図書館の開室及び分室のフルオープン化を新たに追加しております。

次に、50ページの⑧子ども読書活動推進事業については、子供の読書のきっかけづくりや習慣化を推進し、子供たちが図書館に興味を持ち、読書の楽しみを知ってもらうため、読書通帳の配布及びオーサービジット講演会（子ども読書活動）を追加しております。

次に、51ページの⑨読書普及啓発事業については、市民への読書普及を推進するため、オーサービジット講演会及び除籍本の有効活用を図るため、本のリサイクル市を追加しております。

以上、平成31年度の新規、拡充の取組を中心に説明しましたが、基本的な枠組みや、事業については継続に記入しております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第3号、教育大綱実施計画の改訂についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、9ページでございます。

議案第4号、寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

はい、高宮課長。

○高宮教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました議案第4号、寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則について、御説明いたします。

本案につきましては、教育研修センターの施設名の変更に伴い、同規則の改正が必要となったため、教育委員会の議決を求めるところでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただきまして、改正内容について御説明いたします。

内容につきましては、11ページの新旧対照表を御覧ください。

第2条（部、室及び課の設置）につきましては、「教育研修センター」の施設名を「総合教育研修センター」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この規則は平成31年4月1日から施行いたします。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようでございますので、お諮りいたします。

議案第4号、寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、12ページでございます。

議案第5号、寝屋川市教育委員会事務決裁規程及び寝屋川市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程についてを議題といたします。

はい、高宮課長

○高宮教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました議案第5号、寝屋川市教育委員会事務決裁規程及び寝屋川市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程について、御説明いたします。

本件につきましては、教育研修センターの施設名の変更に伴い、同規程の改正が必要となったため、教育委員会に議決を求めるものでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただきまして、改正内容について、御説明いたします。内容につきましては、14ページの新旧対照表を御覧ください。

まず、第1条関係としまして、寝屋川市教育委員会事務決裁規程の一部改正でございまして、第8条(部長又は教育監が不在のときの代決等)につきましては、「教育研修センター」の施設名を「総合教育研修センター」に、「所長」を「所長又は課長」に改めるものでございます。

次に、第2条関係としまして、寝屋川市教育委員会文書取扱規程の一部改正でございまして、第2条(文書の記号)につきましては、「教育研修センター」の施設名を「総合教育研修センター」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この規則は平成31年4月1日から施行いたします。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第5号、寝屋川市教育委員会事務決裁規程及び寝屋川市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、15ページでございます。

議案第6号、寝屋川市教育委員会公印規則の一部を改正する規則についてを議題と

いたします。

はい、高宮課長。

○高宮教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました議案第6号、寝屋川市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

本案につきましては、寝屋川市教育委員会事務局及び寝屋川市教育委員会の所管する学校その他の教育機関において使用する公印の一部を廃止し、公印管理者及び公印管理補助者の規定を明確にするに当たり、同規則の改正が必要となったため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただきます、18ページから23ページまでの新旧対照表を御覧ください。

まず、18ページを御覧ください。第4条（公印の保管及び使用の責任）につきましては、第4条の見出し中及び同条第1項中「公印の保管及び使用」の次に「の責任」を加え、「公印保管者」を「公印管理者」に改め、同条中第2項から第4項までを削るものでございます。

次に、第5条（公印管理補助者）につきましては、新たに公印管理補助者について規定するものでございます。

次に、19ページを御覧ください。第6条（公印の管理）につきましては、新たに公印の管理について規定するものでございます。

次に、第7条（公印台帳）から第9条（公印の新調及び廃止の告示）につきましては、現行の第5条から第7条までを2条ずつ繰り下げるものでございます。

次に、第10条（公印の事故届）につきましては、「公印保管者」を「公印管理者」に改め、現行の第8条を第10条とするものでございます。

次に、第11条（公印の廃止届）につきましては、「公印保管者」を「公印管理者」に改め、現行の第9条を第11条とするものでございます。

次に、第12条（廃止した公印の保存）につきましては、現行の第10条を第12条とするものでございます。

次に、20ページを御覧ください。第13条（公印の使用手続）につきましては、「公印保管者」を「公印管理者」に改め、現行の第11条を第13条とするものでございます。

次に、第14条（公印の事前押印）から第16条（公印の印影の電算処理）につきましては、現行の第12条から第14条までを2条ずつ繰り下げるものでございます。

次に、第17条（公印の使用場所等）につきましては、新たに公印の使用場所等を規定するものでございます。

次に、21ページを御覧ください。第18条（公印の保管状況の調査）及び第19条（文書等の様式）につきましては、現行の第15条及び第16条を3条ずつ繰り下げるものでございます。

次に、別表第1（第2条関係）及び別表第2（第2条関係）につきましては、21ペ

ージから23ページに記載のとおりでございまして、第5項の寝屋川市教育委員会学校教育
教育部長印、第6項の寝屋川市教育委員会社会教育部長印、第9項の幼稚園印、第11
項の寝屋川市教育研修センター之印、第12項の寝屋川市教育研修センター所長之印、
第13項の寝屋川市立中央図書館之印、及び、第14項の寝屋川市立中央図書館長之印の
併せて7つの公印を廃止するものでございます。

なお、附則といたしまして、この規則は平成31年4月1日から施行いたします。
以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第6号、寝屋川市教育委員会公印規則の一部を改正する規則についてを原案ど
おり議決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、24ページでございます。議案第7号、寝屋川市教育支援委員会規則の一部を
改正する規則についてを議題といたします。

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

ただ今御上程いただきました議案第7号、寝屋川市教育支援委員会規則の一部を改
正する規則について、寝屋川市教育支援委員会規則の一部を改正するため、教育委員
会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、教育委員会の附属機関である寝屋川市教育支援委員
会を改組することに伴い、同規則の一部改正が必要となったためでございます。

説明につきましては、条文の朗読を省略させていただきまして、26ページの新旧対
照表において説明させていただきます。右側が現行、左側が改正案となっております。

まず、第2条第2項第7号中の「こども部子育て支援課における職員3人」を「こ
ども部子育て支援課における職員2人」に改めるものでございます。

次に、同じく第2条第2項第8号といたしまして、「寝屋川市立療育・自立センタ
ーの療育施設の指定管理者の職員1人」を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、施行期日を平成31年4月1日とするものでございます。
以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第7号、寝屋川市教育支援委員会規則の一部を改正する規則についてを原案ど
おり議決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、27ページでございます。

議案第8号、平成31年度学校園に対する指示事項についてを議題といたします。

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

ただ今御上程いただきました議案第8号、平成31年度学校園に対する指示事項について、平成31年度学校園に対する指示事項を決定するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、市立各校園に本市教育委員会の学校園に対する指示事項を提示するとともに、教育の充実を図るためでございます。

それでは、別冊資料を御覧ください。

次年度の事業などを踏まえまして、今年度の内容から変更した箇所につきましては波線で表記をさせていただいております。それでは大きく追加、変更いたしました部分について御説明をさせていただきます。全部で11点ございます。

まず1点目です。5ページをお願いいたします。働き方改革の項目についてですが、働き方改革の更なる推進に向けまして、教職員の適正な勤務時間管理及び健康管理の徹底の文言を追加させていただきました。

同じく5ページ、研修の充実の項目につきまして、中核市移行により、全ての教職員研修を市で実施することを踏まえまして、市の研修への積極的な参加、研修参加者の校内における活用、研修内容の計画的な実践等を行うよう文言の整理を行いました。

続きまして、6ページをお願いいたします。防災教育の推進の項目につきまして、今年度の自然災害を踏まえた各校の危機管理体制の確立に向けまして、大阪府北部を震源とする地震、また台風をはじめとする自然災害等の教訓を踏まえという文言を追加いたしました。

続きまして、9ページから10ページにまたがっております英語教育の充実の項目についてです。

内容は10ページとなりますが、英語力向上に向けた取組といたしまして、英語を実際に活用する場面を設定すること、英語で即興的に伝え合う対話的な言語活動を行うことの文言を追加するとともに、さらには府教育庁から示されております教材、中学校英語定着確認プリントや、スピーキング力向上ツールの活用につきまして明記をさせていただきました。

続きまして、13ページになります。人権尊重の教育の推進の項目についてですが、補助教材を使用する際の留意点といたしまして、教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨に従った上で児童生徒の精神の発達の段階に則し、特定の見方や考え方に偏った取扱いとならないよう指導することの文言を追加いたしました。

続きまして、14ページから15ページにまたがっております虐待の防止の項目についてですが、内容は15ページということで、より確実な状況把握を行うため、通告後はこどもを守る課、又は中央子ども家庭センターに対し、1か月に1回、定期的に行うとともに、不自然な外傷など新たな兆候や状況の変化等を把握したときは、速やかに情報提供又は通告を行うこと、また一時保護を解除され、帰宅した児童・生徒については些細な変化も見逃さず、こどもを守る課、中央子ども家庭センター等と日常的な連携を行うこと、また、進学・転学の際の学校間の情報については、伝達する内容に漏れがないよう対面・電話連絡・文書等による学校間での引継ぎを行うことの文言を追加させていただきました。

同じく15ページ、男女平等教育の推進とセクシャル・ハラスメント防止の項目について、セクシャル・ハラスメントの防止に向けまして、性的指向・性自認をからかったり、いじめの対象としたりすることもセクシャル・ハラスメントであることの文言も追加させていただきました。

続きまして、17ページになります。いじめへの対応の項目につきまして、SNS等によるトラブル防止に向けまして、自ら対処できる力を学校・家庭・地域が一体となって育成することの文言を追加いたしました。

続きまして、17ページから18ページにまたがっております不登校への対応の項目につきまして、より確実な状況把握に向けまして、一定期間、欠席が続く児童・生徒に対しては定期的な家庭訪問を行い、目視による本人確認を行うことの文言を追加いたしました。

続きまして、19ページ、健康安全教育・体力づくりの項目につきまして、熱中症予防に向けまして、こまめな水分・塩分の補給や休息、児童・生徒の健康観察など健康管理を徹底するよう指導すること、その際、「熱中症予防運動指針」等を参考とし、活動の中止や延期、見直し等も含め、適切に対応するよう指導することの文言を追加いたしました。

最後になります。続きまして、20ページ、スポーツ・部活動の在り方の項目についてですが、生徒や教員に望ましい環境の構築に向け、各校において部活動の方針を作成し、活動日数・時間を検討し、計画的に実施すること、なお、各校の方針については、ホームページ等で保護者・地域に対して周知を図ることの文言を追加いたしました。

なお、23ページ以降に新旧対照表の添付させていただいております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

はい、真野教育長職務代理者。

○真野教育長職務代理者

指示事項についてですが、国や府の動向や昨今の社会問題を踏まえて、大事な部分

を追加していただいておりますので、非常に良いものに仕上がったと思います。やはり、昨年もお申しあげましたが、内容については教職員への周知徹底をしっかりと図っていただきたいと思います。特に初任者の先生や経験の浅い先生にはしっかりと周知していただけたらと思います。

ところで、指示事項は、一人に1冊ずつ配っておられるのですか。

○高須教育長

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

校園長会におきましては、校長先生方にお配りをさせていただきまして、またその後には教頭先生方にもお配りをさせていただいて、あとは学校用ということで学校にも全教職員ではありませんが、送らせていただいて共有を図っていただくという形で考えております。

○高須教育長

はい、真野教育長職務代理者。

○真野教育長職務代理者

分かりました。それでいいと思いますので、しっかりと周知していただきたいと思います。と言いますのは、府の教育センターで勤務していた頃の話ですが、初任者の方に府立学校の指示事項を活用されているかと質問をしたところ、残念なことに良い回答が返ってきませんでした。

「知らなかった。」あるいは「特に内容について説明は受けていない。」等の回答が返ってきたことがありました。そういうことのないように、是非周知、これは管理職の責任でもあろうかと思いますが、しっかりと周知いただきたいと思います。特に、この中でも冒頭で教育長からお話しがありましたが、いじめや虐待、それから最近では防災ですよね。その辺りはもうきっちりお願いしたいと思います。あとはやはり教職員の服務規律の徹底、不祥事防止に向けての服務規律の確立もしっかりお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○高須教育長

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第8号、平成31年度学校園に対する指示事項についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、28ページでございます。

議案第9号、寝屋川市総合教育研修センター条例施行規則の制定についてを議題といたします。

はい、遠藤所長。

○遠藤教育研修センター所長

ただ今御上程いただきました議案第9号、寝屋川市総合教育研修センター条例施行規則の制定について、寝屋川市総合教育研修センター条例施行規則を制定するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、寝屋川市総合教育研修センター条例の施行に伴い、必要な事項を定める規則の制定が必要となったためでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただきますして、制定内容について御説明申し上げます。

第1条は、条例施行規則の趣旨について定めるものでございます。

第2条は、センターの開所時間について定めるものでございます。

第3条は、センターの休所日について定めるものでございます。

第4条は、センターの施設の使用について定めるものでございます。

第5条は、委任について定めるものでございます。

また、附則といたしまして、この規則は平成31年4月1日から施行し、寝屋川市教育研修センター設置条例施行規則は廃止いたします。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第9号、寝屋川市総合教育研修センター条例施行規則の制定についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に31ページでございます。

議案第10号、寝屋川市総合教育研修センター処務規則の制定についてを議題といたします。

はい、遠藤所長。

○遠藤教育研修センター所長

ただ今御上程いただきました議案第10号、寝屋川市総合教育研修センター処務規則の制定について、寝屋川市総合教育研修センター処務規則を制定するため、教育委員会に議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、寝屋川市総合教育研修センターの処務について必要な事項を定めるためでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただきますして、制定内容について御説明申し上げます。

第1条は、処務規則の趣旨について定めるものでございます。

第2条は、センターの職員について定めるものでございます。

第3条は、センターの職員の職務について定めるものでございます。

第4条は、センターの専決事項について定めるものでございます。

第5条は、委任について定めるものでございます。

また、附則といたしまして、この規則は平成31年4月1日から施行し、寝屋川市教育研修センター処務規則は廃止いたします。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第10号、寝屋川市総合教育研修センター処務規則の制定についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、34ページでございます。

議案第11号、寝屋川市立青少年の居場所条例施行規則の制定についてを議題といたします。

はい、川原課長。

○川原青少年課長

ただ今御上程いただきました議案第11号、寝屋川市立青少年の居場所条例施行規則の制定について、本規則を制定するため教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、寝屋川市立青少年の居場所条例の施行に伴い、必要な事項を定める規則の制定が必要となったためでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただき、主な制定内容について御説明させていただきます。

35ページを御覧ください。

第1条は、本規則の趣旨を定めるものでございます。

第2条は休所日を定めるものでございまして、12月28日から翌年の1月4日まで、及び特別の事情があるときと定めております。

第3条は、開所時間を定めるものでございまして、月曜日から金曜日までにつきましては午後3時から午後8時まで、土曜日、日曜日、祝日及び学校の長期休業日等につきましては、午後0時から午後8時までとしております。

第4条は、利用者の範囲を定めるものでございまして、寝屋川市に住み、働き、又は学ぶ者で満12歳以上満30歳以下の者、かつ小学校6年生は省くものと定めております。

第5条は、利用の登録でございまして、利用の登録に当たりましては、登録申請書を提出し、教育委員会はそれに対し登録証を交付するものと定めております。

第6条につきましては、利用の申出でございまして、青少年の居場所を利用しようとする者は、先ほどの利用登録証を提示し、口頭にて行うものとしたしております。

第7条は、委任について定めるものでございまして、この規則に定める文書等の様式及び規則の施行について、必要な事項については社会教育部長が定めるものとしております。

最後に、附則といたしまして、この規則は平成31年4月1日から施行するものとしております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第11号、寝屋川市立青少年の居場所条例施行規則の制定についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

以上で案件は全て終了いたしました。

このほかに事務局から報告事項があればお願いいたします。

はい、若林課長。

○若林学務課長

一般事務報告で報告いたしました、寝屋川市小学校就学前教育支援プログラム審議会について、3回の会議を経て審議会委員長から教育委員会へ報告をいただきましたので、その内容について御報告させていただきます。

お手元の資料を御覧ください。まず、審議会からの報告、続きまして別紙1はA3の資料でございまして、こちらがプログラムの報告ごとの内容、別紙2は審議の経過、別紙3は委員名簿となっております。

それでは、審議会から報告いただきました内容について御説明させていただきます。

まず、審議会から1.プログラムのねらい、共に育みたい力、2.寝屋川市における就学前教育と小学校以降の教育とのつながり、3.幼稚園・保育所園・認定こども園における取組事例、4.家庭・地域との連携、5.小学校教育との円滑な接続、この5つの項目について報告をいただきました。それぞれの内容につきましては、別紙に記載のとおりでございます。

また、審議会からはこの報告に基づき、当該プログラムを策定し実施するに当たっては、市長と教育委員会とが綿密な連携を図り、共同で取り組むことが重要であるという文言が付言されております。

今後、教育委員会とこども部でさらに協議を進め、別紙報告内容の審議会でもいただきました御意見を基にプログラムを策定していく予定にしております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、事務局からほかに報告事項はございませんか。

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

3月に策定をいたしました、寝屋川市部活動の在り方に関する方針について説明させていただきます。

教育長、委員、部課長の皆様方にお配りをさせていただいております。学校教育の一環として行われます部活動は、より高い水準の技能や記録、大会等に挑戦する中で、生徒に様々な意義や効果をもたらせております。しかしながら、部活動におけます過度な活動等は生徒の心身のバランスの取れた発達を妨げるという問題があるとともに、教員の長時間勤務の要因の一つにもなっております。そのようなことを踏まえまして、スポーツ庁が策定した運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン及び文化庁が策定した文化部活動の在り方に関する総合的なガイドラインに則り、部活動の活動時間や休養日の設定等についてまとめました大阪府部活動の在り方に関する方針の提示がございました。その方針におきましては、学校設置者は設置する学校に係る部活動の方針を策定することとされておりますことから、この間、校長会の御意見もいただきながら運動部と文化部に係る寝屋川市の方針を策定いたしました。

この方針につきまして、大きく3つに項目立てをしておりまして、まず1つ目といたしましては、適切な運営のための体制整備、2つ目といたしましては、合理的かつ効率的な活動推進のための取組、3点目といたしましては、適切な休養日及び活動時間の設定で構成をされております。

それでは、内容について御説明させていただきます。2ページを御覧ください。

1として、適切な運営のための体制整備についてです。

(1)部活動の方針の策定等といたしまして、ア校長は本方針に則り、毎年度、各校、学校の部活動に係る活動方針等を策定し公表するとしております。策定した各校の方針は、ホームページ等で公表を行うよう指示をしております。

イ部顧問は、年間の活動計画及び毎月の活動計画を作成し、校長に提出するとともに、毎月の活動実績を報告するとあります。各部の計画、実績の提出について校長より部顧問への指導を行います。

続きまして3ページを御覧ください。3として、適切な休養日及び活動時間の設定についてです。休養日といたしましては、学期中は週当たり2日以上休養日、うち1日は平日、土曜日及び日曜日は1日以上設定すること、また、1日当たりの活動時間につきましては、平日は2時間程度、土曜日及び日曜日を含む学校休業日は3

時間程度とすることとさせていただきます。この内容を踏まえまして、部活動の運営を行うよう校長より部顧問に指導を行う形で考えております。

以上要点のみ説明させていただきましたが、いずれも大阪府の方針に準じた内容で策定をさせていただきます。現在、各中学校におきましては、平成31年4月から運用を行うことで準備を行っておるような状況でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

はい、真野教育長職務代理者。

○真野教育長職務代理者

部活動の方針ですが、これも先ほどの指示事項と同じように教職員への周知をしっかりとお願いしたいと思います。

そもそも今回の部活動の方針の目的は、生徒の心身のバランスの取れた発達の妨げを解消するためですよね。それから、教職員の長時間勤務の解消ということで出てきたと思いますが、そこにばかりこだわるのではなく、やはりこれまで部活動が果たしてきた役割には非常に重いものがある、その役割をやはり妨げないよう損なうことのないようにお願いしたいと思います。学校における教育活動の活性化であったりとか、地域とのつながりであったりとか、運動部については国や地域のスポーツの普及・発展であったりとか、とても大きな役割を果たし貢献をしてきたと思います。その辺りの成果を損なうことのないように、そういう意味では生徒や先生方の熱意や意欲、これも欠くことのないように上手く運用していただきたいと思っています。もちろん、先ほど言ったバランスの取れた生徒の発達や教職員の長時間勤務の解消は大事なことだと思いますので、その点もしっかり踏まえて、周知徹底をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○高須教育長

ほかに、御質問はございませんか。

では、ないようですので、事務局からほかに報告事項はございませんか。

はい。田中課長。

○田中青少年課課長

放課後子ども総合プラン運営委員会報告書について御報告させていただきます。

2月8日に平成30年度の第4回の放課後子ども総合プラン運営委員会を開催させていただきました。この報告書は平成29年度から2か年にわたり、計8回の委員会を開催いたしまして議論した内容がまとめられたものとなっております。寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会規則第7条におきまして、委員会は調査審議の結果を速やかに教育委員会に報告するという規定があり、本日、委員の皆様方には報告書を配付しておりますので、御一読いただきたいと存じます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。
では、ないようですので、これをもちまして、教育委員会3月定例会を終了させていただきます。